

# 京都府高等学校体育連盟表彰規程

第1条 この規程は、京都府高等学校体育連盟の事業の一環として行う表彰に関する規程である。

第2条 表彰は、加盟校の優秀選手・団体、及び功績のあった教職員・役員とする。

第3条 表彰は、会長名で行う。

第4条 別に表彰規程細則を定める。

## 京都府高等学校体育連盟表彰規程細則

### 第1章 対 象

第1条 京都府高等学校体育連盟主催の大会で、優秀な成績を納めた選手・団体に対し、次のように表彰する。

- (1) 各大会において、第3位までに入賞したもの。但し、4位以下の順位が決定する場合は、第6位まで表彰することができる。
- (2) 団体種目において優勝したものには、個人（エントリー数）も表彰する。
- (3) 個人種目におけるダブルス競技の表彰は、2名の表彰も可能とする。
- (4) 駅伝競技の区間賞等は、各1位のみ表彰する。その他の競技種目においても、これに準ずる。
- (5) 府大会につながる予選大会（市部・両丹）においては、原則として表彰の対象としない。
- (6) 京都府高校総合体育大会・一般生徒対象事業における表彰については、これを各規程の内  
で定める。

第2条 細則第1条以外の優秀選手・団体及び功績のあった教職員・役員の表彰については、特別表彰とし、これを別に定める。

### 第2章 表 彰

第3条 表彰は、原則として賞状とする。但し、場合によっては副賞をつけることができる。

#### 付 則

- 1 本規程の改正は、本連盟規約に準ずる。
- 2 この規程は、昭和59年2月28日より施行する。